

令和9年度 病院救急車活用促進事業について

1 補助目的

この事業は、救急医療機関の急性期病床確保のため、地域の医療機関等と連携し、回復した患者の転院などを促進する必要がある、地域内での救急医療に関する役割分担が円滑に行われるよう、病院救急車を活用し、高次の医療機関からの転院搬送を促進するとともに、救急搬送の需要が高まる場合に備えた患者搬送の手段の確保を図ることを目的とする。

(注)「病院救急車」とは、患者搬送に必要な機器及び医薬品を装備し、担送での患者搬送が可能な道路交通法第39条に定める緊急自動車であって、医療従事者が同乗し、患者を医療機関等に搬送するまでの間、医療を継続し、搬送中の急変等にも対応出来る機能を有した医療機関に属する救急車のことをいう。

2 補助対象

第二次救急医療機関

(以下のいずれかに該当する医療機関)

① 神奈川県内の病院群輪番制（小児含む）等に参加の医療機関

② 神奈川県内の救急告示病院

※ 救命救急センターは除く

3 補助対象経費

(1) 病院救急車活用促進事業

病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、備品購入、通信運搬費、借料及び損料、消耗品費、保険料、燃料費、委託費、租税公課（自動車税、自動車重量税）等

(2) 病院救急車活用促進 設備整備 事業

病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費

3 運営方針

(1) 事業の実施に当たっては、病院救急車の運転手を確保するとともに、搬送においては患者の容態急変等の不測の事態に備えて、必ず病院救急車を保有する医療機関の医師、看護師又は救急救命士（以下、医療従事者）を同乗させることとする。

(2) 病院救急車の運行に際しては、所属医療機関と病院救急車の間で通信手段の確保に努めなければならないものとする。

4 整備基準

- (1) 第二次救急医療機関として必要な診療機能及び病院救急車を確保するものとする。
- (2) 病院救急車を運行する為に必要な運転手及び医療従事者を確保し、運行体制を整備していること。
- (3) 厚生労働省医政局が行う病院救急車安全研修を運行管理者もしくは、運行実務者が受講していること。
- (4) 当該事業目的に従い十分に効果を発揮すること。

5 補助金額（予定）

補助金額（千円未満切捨て）＝ 補助基礎額 × 補助率

(1) 病院救急車活用促進事業

補助基準額	補助率
病院救急車の運転手を確保する場合 4,701 千円 × 確保月数 / 12	1 / 2

(2) 病院救急車活用促進 設備整備 事業

補助基準額	補助率
1 か所あたり 26,966 千円	1 / 2

※補助金額は予算の範囲内で交付するため、上記により算出される補助金額を交付できない場合がありますのでご了承ください。

6 留意事項

- ・ 本事業は、国庫補助金である医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）により実施されます。現在、全国で多数の補助事業が活用され、国が各補助事業に対し補助額の減額調整を行っていることから、本補助事業についても、補助金額の満額を補助できない可能性があります。
- ・ 病院救急車を運行する医療機関は、厚生労働省医政局が実施する現況調査や調査研究事業等に協力し、事業の実施状況を報告すること。